



平成30年 第1回定例会：2月15日

# 鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	4
○出席議員（12名）	4
○欠席議員（2名）	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
○開議（午後2時00分）	6
○諸般の報告	6
○開会（午後2時01分）	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
議会運営委員長報告	7
採決	7
○議案第1号の上程、提案説明	7
原口和久 管理者	7
瀬山慎二 事務局長	8
○上程議案の質疑～採決	10
○議案第2号及び第3号の上程、提案説明	11
原口和久 管理者	11
瀬山慎二 事務局長	11
○上程議案の質疑～採決	12
○議案第4号及び第5号の上程、提案説明	13
原口和久 管理者	13
瀬山慎二 事務局長	14
○上程議案の質疑	17

質疑 7番 竹田悦子議員	17
答弁 片寄仁志次長	18
再質疑	19
再答弁	20
質疑 4番 細谷美恵子議員	20
答弁 片寄仁志次長	20
再質疑	21
再答弁	21
再答弁 佐野雄一 計画建設課長	22
○上程議案の討論	23
7番 竹田悦子議員	23
○上程議案の採決	23
○一般質問	24
7番 竹田悦子議員	24
答弁 瀬山慎二 事務局長	27
再質問	29
再答弁	30
8番 阿部慎也 議員	31
議事進行	35
7番 竹田悦子議員	35
休憩(午後 3時38分)	35
<hr/>	
再開(午後 3時50分)	35
議会運営委員長報告	35
答弁 瀬山慎二 事務局長	35
再質問	37
休憩(午後 4時04分)	38
<hr/>	
再開(午後 4時08分)	38

再答弁 工藤正司 副管理者	38
現 王園孝昭 副管理者	39
休憩（午後 4時10分）	39
<hr/>	
再開（午後 4時12分）	39
再答弁	39
4番 細谷美恵子 議員	40
答弁 瀬山慎二 事務局長	42
答弁 原口和久 管理者	44
再質問	45
再答弁	46
○特定事件の委員会付託	49
○閉会（午後 4時48分）	50
<hr/>	
○署名議員	51

鴻環資組告示第1号

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、2月15日小針クリ  
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成30年2月5日

鴻巣行田北本環境資源組合  
管理者 原 口 和 久

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成30年2月15日（木） 午後2時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

第4 議案第2号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第3号 埼玉県総合事務組合の規約変更について

第5 議案第4号 平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）

議案第5号 平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算

第6 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	竹田悦子 議員	<p>1 ごみ処理量の根拠</p> <p>(1) 1日のごみ処理量249tの根拠</p> <p>ア 年間稼働日数</p> <p>イ 2炉にした場合のメリットとデメリット</p> <p>ウ 災害ごみ量の根拠</p> <p>エ バイオマス処理を導入しなかった理由</p> <p>オ 構成市のごみ減量計画との整合性</p> <p>(2) 上尾市の例から学ぶことは</p> <p>2 建設候補地・予定地</p> <p>(1) 建設候補地の選定</p> <p>ア 選定基準の根拠は</p> <p>イ 点数と◎○△×の付け方の基準</p> <p>ウ 報告書の内容</p> <p>(2) 建設にあたっての手順計画</p> <p>ア 法的制約条件、8年要件の対応</p> <p>イ 排水路の整備</p> <p>ウ 田んぼの冠水の処理</p> <p>エ 盛り土の整地</p> <p>オ 搬入道路の整備</p>

2	阿部慎也 議員	<p>1 鴻巣市が予定しているカントリーエレベータ底地売却の影響について</p> <p>(1) 現時点での売却は影響ないのか</p> <p>(2) ささやかれる1反当たりの予定地購入単価600万円を否定できるか</p> <p>2 建設候補地の選定について</p> <p>(1) 調査の基準に基づき評価結果は公正公平に導き出されたものか</p> <p>(2) 現候補地ありきの選定ではなかったか</p> <p>(3) 候補地を変更する考えはあるか</p>
3	細谷美恵子 議員	<p>1 「新ごみ処理施設事業者選定委員会」並びに「新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託」について</p> <p>(1) 選出された委員は誰か</p> <p>(2) 「資本関係がない」・「人的関係がない」というが、それぞれの定義を具体的に</p> <p>(3) それぞれ委員はどのような点で合致したのか</p> <p>(4) 「学識経験者とは大学教授、廃棄物技術管理者、ごみ処理方式に精通している人」と答弁があったが事業方式(DBO方式)に精通している人物は入っているか</p> <p>(5) アドバイザリー契約の中に運営上の課題に対応する契約は含まれているか</p> <p>(6) アドバイザリー契約を結んだ業者はDBOの経験が豊富か、DBOについてどのような経験を有しているか</p> <p>2 「H29, 7, 6 鴻巣行田北本環境資源組合事務の追加及び経費の見直し等に係る規約改正に関する合意書」並びに「鴻巣行田北本環境資源組合格約」について</p> <p>(1) 合意書1(1)改正で「余熱利用施設の建設を含むものと認識しているが」とあるが、誰がいつから認識したのか</p> <p>(2) 合意書1(1)改正(2)で「及び余熱利用施設の建設並びにこれに付帯する事務」が加わりこれらを共同処理することになっているが、経費は人口割にすることか</p> <p>(3) 合意書2経費で「新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理に関する事務に要する経費については」、負担割合は三市で協議し決定するとあるが、いつか</p> <p>(4) 合意書3その他の(2)この規約の改正は「新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理に関する事務に要する経費について構成三市の協議が整った後に行う」とあるがいつ頃を目途としているか、スケジュールを問う</p>

		<p>(5) 「周辺環境整備要望図」から周辺環境整備事業が提示されているが、この経費は「規約」のどこの部分か</p> <p>(6) 周辺環境整備事業の組合負担部分は「規約15条3」の人口割が適用になるのか</p> <p>(7) 「周辺環境整備要望図」で、組合から関係機関へ整備を要望する箇所として提示されている部分は、経費については組合に反映されないということか</p>
--	--	---

第7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 出席議員（12名）

1 番	川 崎 葉 子 議 員	2 番	金 子 雄 一 議 員
3 番	吉 野 修 議 員	4 番	細 谷 美 恵 子 議 員
5 番	松 島 修 一 議 員	6 番	渡 邊 良 太 議 員
7 番	竹 田 悦 子 議 員	8 番	阿 部 慎 也 議 員
9 番	梁 瀬 里 司 議 員	1 0 番	香 川 宏 行 議 員
1 2 番	金 子 眞 理 子 議 員	1 3 番	坂 本 晃 議 員

○ 欠席議員（2名）

1 1 番	岸 昭 二 議 員	1 4 番	吉 田 豊 彦 議 員
-------	-----------	-------	-------------

○ 説明のため出席した者

原 口 和 久	管 理 者
工 藤 正 司	副 管 理 者
現 王 園 孝 昭	副 管 理 者
宮 澤 芳 之	会 計 管 理 者
飯 塚 孝 夫	参 与
小 卷 政 史	参 与



新	井	信	弘	参	与
関	口	泰	清	参	与
前	島	伸	行	参	与
加	藤		浩	参	与

---

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長	瀬	山	慎	二
次 長	片	寄	仁	志
計画建設課長	佐	野	雄	一
副 参 事	新	倉		順
書 記	今	井	剛	史

---

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○瀬山慎二事務局長 開会に先立ちまして、事務連絡をさせていただきます。

本日の議会終了後、一旦休憩を挟み、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

---

午後 2時 01分 開会

○坂本 晃議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が12名で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

---

△議事日程の報告

○坂本 晃議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○坂本 晃議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

5番 松島 修一 議員

6番 渡邊 良太 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○坂本 晃議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 1番 川崎葉子 議員。

[川崎葉子議会運営委員長 登壇]

○川崎葉子議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月8日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○坂本 晃議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

---

#### △議案第1号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 本日、ここに平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

また、皆様には引き続き本組合へのご尽力、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、新ごみ処理施設については、去る1月27日に地権者説明会を開催し、地権者の皆様に施設整備の必要性や、整備スケジュールなどの説明を行い、ご理解をいただいたところであります。

また、本組合で整備する余熱利用施設については、施設内容や施設規模、発注方法などの整備方針を検討していただくため、1回目の新施設建設等検討委員会を2月13日に開催をしたところであります。

なお、詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものですが、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるところであります。

それでは、議案書の1ページから9ページをお開き願います。

鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったもので、内容といたしましては、本組合職員の勤勉手当の率及び給料月額の上上げ等を行ったものであります。

以上で、議案第1号についての提案説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に、議案第1号の細部説明を求めます。 ————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、細部説明を申し上げます。

お手元に配布してございます議案書の1ページをお開きください。

本案は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、今回の改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を考慮し、組合職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の上上げ等を行ったものでございまして、昨年12月22日に専決処分いただき、12月25日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、参考資料としてお配りしております、条例等新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第1条の規定による一部改正の内容は、第16条の5の勤勉手当に関する規定の改正でございまして、勤勉手当の12月における支給割合を、再任用職員以外の職員の支給率を100分の85から100分の95に、再任用職員の支給率を100分の40から100分の45へそれぞれ引き上げを行っております。

なお、勤勉手当に係る影響額は、総額で約40万円、1人当たり約4万円の増額となります。

次に、別表第1は、給料月額の上上げに係る行政職給料表の改正で、今回の改正から管理市となりました鴻巣市の給料表に準拠し、引き上げ額は、400円から1,000円、組合職員の平均改定率0.13%給与表全体0.19%となっております。

なお、給料表の改定による影響額は、総額で約7万円、1人当たり約9千円の増額となっております。

次に、少し飛びまして、8ページをお開きください。

第2条の規定による一部改正の内容ですが、第16条の2につきましては、規定の整理を行うものでございます。

次に、第16条の5第1号及び第2号は、第1条で改正した勤勉手当の年間合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、再任用職員以外の職員の支給率を、100分の95から100分の90に、再任用職員の支給率を100分の45から100分の42.5にするものでございます。

10ページをお開きください。

第3条の規定による一部改正の内容は、平成27年3月の給与条例一部改正にて、国が進める給与制度の総合的見直しを受け、給料表の減額改正が行われ、27年4月以降の給料月額が切替日前の額に達しない者には、激変緩和の観点から経過措置として、現給保障を行ってきたところでございます。

この経過措置については、平成30年3月31日をもって終了するよう国から要請されているとともに、埼玉県及び構成市においても同日をもって、現給保障

の廃止がされることから、本組合におきましても、国及び埼玉県に準じて、当分の間とした附則第3項の経過措置の期間を平成30年3月31日までの間とするものでございます。

議案書に戻りまして、8、9ページをお開きください。

施行日でございますが、附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、但し書きにありますように、第2条の期末手当の平準化の規定等につきましては、平成30年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、第1条の給料表の改正につきましては、平成29年4月1日から遡及適用を行うこととしております。

最後に、附則第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給された給与を給与の内払とみなす規定となっております。

以上で、議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

---

△議案第2号及び第3号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第4、議案第2号及び議案第3号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第2号埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第3号埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更については、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第2号は、本組合が加入しております埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求めるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第3号は、議案第2号による脱退、及び加入団体の名称変更に伴う、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございます。共に、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に、細部説明を求めます。——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第2号埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第3号埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更について順次ご説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合に加入している入間東部地区衛生組合と入間東部地区消防組合は、構成団体が同じであり、事務の合理化及び効率的な運営を行うため、入間東部地区衛生組合を解散し、共同処理していた事業を入間東部地区消防組合に移管することとなったことから、埼玉県市町村総合事務組合からの脱退及び名称変更を行うものでございまして、地方自治法第290条の規定に基づき提出するものでございます。

議案書の10ページをお開きください。

初めに議案第2号は、埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を平成30年3月31日をもって脱退させることについて、議決を求めるものでございます。

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第3号は、平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料条例等新旧対照表の11ページをお開きください。

別表第1及び第2ともに、議案第2号で脱退させる入間東部地区衛生組合を削り、入間東部地区消防組合を入間東部地区事務組合に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、12ページをお開きください。

下から2行目附則でございますが、施行日につきましては、平成30年4月1日からとなっております。

以上で、議案第2号及び議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

はじめに、議案第2号埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。



よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号埼玉県市町村総合事務組合規約変更について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

△議案第4号及び第5号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第5、議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。————— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第4号及び議案第5号について、順次ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

はじめに、議案第4号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算(第2回)について、ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度繰越金、国庫支出金の調整及び財政調整基金への繰り入れ等に伴いまして、所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも、6千768万3千円の増額でございます。

歳出といたしましては、総務費、事業費及び予備費となっております。なお、財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金を充当しております。

次に、議案第5号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、ご説明申し上げます。

別冊の平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお開き願います。

歳入、歳出の総額は、それぞれ6億1,068万2千円であります。

歳出の主なものは、人件費等の総務費、現施設の維持管理業務等の事業費、新たなごみ処理施設における建設業務等の施設整備費などの所要経費について計上

したものであります。

次に、これらの事業を実施するための財源ですが、歳入として、構成市からの負担金、処理手数料及び繰越金等を計上しております。

以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に、細部説明を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、議案第4号及び議案第5号について、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、議案書の21、22ページをお開きください。なお、カッコ内の数字が、新たな広域の業務に係る経費となっておりますのでよろしく願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費は、職員の共済組合負担金に不足が生じたため、19万3千円を増額補正するものでございます。

3款1項事業費は、平成28年度繰越金から、2,800万円を財政調整基金に繰り入れるため、増額補正するものでございます。

6款1項予備費は、歳入超過及び不用額について、3,949万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、19、20ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、平成29年度分の交付金額が確定したことから、1,066万8千円を増額補正するものでございます。

6款1項繰越金は、平成28年度繰越金につきまして、5,701万5千円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第5号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算についてご説明いたしますので、別冊の平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の総額を、6億1,068万2千円と定めてございます。前

年比5, 870万9千円の減額となっております。

第2条で一時借入金の借入最高額について、定めてございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、11、12ページをお開きください。

1款1項議会費は、200万2千円で全額広域分でございます。前年度と比較しまして、29万7千円の減額となっており、主な要因は、9節旅費普通旅費の視察研修費の減額によるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費は、1億581万1千円で、うち、7, 218万3千円が広域分となっております。前年比858万7千円の増額となっておりますが、主な要因としましては、人件費の増加及び平成31年5月に予定しております、元号の変更に対応するための財務会計システムの改修費、並びに職員の退職に伴う退職手当の支給に係る、埼玉県市町村総合事務組合負担金によるものでございます。

13、14ページをお開きください。

2項1目監査委員費は、前年と同額となっております。

次に、3款1項事業費でございますが、全額現施設分として、4億7, 249万3千円で、前年比2, 535万8千円の減額となっております。主な要因は、15、16ページに参りまして、2目維持管理費の修繕料で、排ガス設備バグフィルターのろ布交換が29年度に完了したことに伴うものでございます。なお、14節使用料及び賃借料で、木材破砕機等借上料を新たに計上しております。

また、3目塵芥処理費で、前年比149万8千円の増額となっておりますが、主な要因は、13節委託料の焼却施設運転保守管理業務委託料の長期継続契約が終了することから設計額の計上に伴うものでございます。

次に、17、18ページをお開きください。

4目地元対策費は、例年並みの計上でございます。

5目基金費で、財政調整基金の設置に伴う預金利子として、今年度の実績を基に、5万円を計上しております。

次に、4款1項施設整備費でございますが、全額広域分として、2, 826万9千円、前年比4, 064万1千円の減額となっております。主な要因といたしましては、13節委託料で環境影響評価書作成業務及びごみ処理施設整備及び運

営に係る事業者選定業務の支払額の減少に伴うものでございます。

19、20ページに参りまして、19節負担金補助及び交付金で、一般廃棄物処理施設進入路整備測量設計業務委託負担金を新たに計上しております。

5款1項公債費につきましては、一時借入金等が生じた場合の利子を、前年同様に計上したものでございます。

6款1項予備費につきましては、広域分については、前年比100万円の減額計上をしております。

次に、21ページから30ページにつきましては、組合職員等の給与費明細書、31、32ページは、債務負担行為の調書、最後の33ページが規約に基づく組合負担金の調書となっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして7、8ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、4億8,547万6千円で、前年比154万3千円の増額となっております。なお、広域分につきましては627万2千円の減額となっております。主な要因は、歳出でご説明いたしましたとおり、現施設分で人件費等の増加、広域分では委託業務の支払額の減少によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、9,540万1千円の計上で、事業系搬入量の増加を見込んだことから、前年比180万円の増額となっております。

3款財産収入、1項財産運用収入につきましては、現在積立てております財政調整基金の利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、科目存置として計上しております。

5款1項1目繰越金につきましては、2,975万2千円で、前年比1,978万5千円の減額となっております。主な要因は、広域分の前年度繰越金及び国庫支出金の年度間調整に伴うものでございます。

9、10ページをお開きください。

6款諸収入につきましては、前年と同様の計上となっております。

最後に、国庫支出金につきましては、年度間調整に伴い今年度の計上はなく、1, 221万8千円の減額となり、廃款となっております。

以上で、議案第4号及び議案第5号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○坂本 晃議長 次に質疑に入ります。質疑のある方は、ご通告願います。

————— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 7番竹田悦子です。まず議案第4号の20ページです。これは補正予算の中で、循環型社会形成推進交付金の増額がされています。先ほどの説明だと、金額が確定したということのご説明でした。平成30年度にも循環型社会形成推進交付金が歳入であります、そういう点からいうと、循環型社会形成推進交付金制度が作られて対象事業費の3分の1をこの一部事務組合にも交付するという内容ですけれども、申請した金額、この内容がどういうものであったのか、それと今後の入ってくる見通し、先ほどの説明だと年度間流用も年度間で運営いろいろできるというふうにご説明もされています。そういう点では、循環型社会形成推進交付金の中身と全部でいくら申請をされておられるのか、総額とそれと今後の見通し、併せて事後調査、計画を立てた後事後評価というものも行われるというふうにご説明もされています。そういう点では、事後評価についてはどのようにされてくるのかをまずお伺いしておきます。

続いて、議案の第5号の16ページです。ここには委託費がいろいろ載せられています。例えば、室内清掃業務委託料110万7千円、それからその3つ下の除草・植木剪定業務委託料45万円となっています。今、非常に働き方改革も含めて働き方の問題では国会でも論議をされていますが、賃金との関係で、どのように最低賃金が守られているかってことがちょっと心配ですので、委託した場合の賃金、室内清掃や除草などは、どういうふうになっているのかをお尋ねをします。

続いて20ページであります。今回施設整備費として一般廃棄物処理施設進入

路整備測量設計業務委託負担金となっています。全員協議会の説明の時には、鴻巣市にこの測量業務を委託した負担金になるのかなというふうに私は考えますが、なぜ委託負担金としたのか、本来なら委託金という形で終わると思うのですが、負担金とした理由と、進入路というのは建設予定地のどこに進入路として整備されてくるのか、また934万5千円ですから、私がちょっとわからない、なぜこの金額になってくるのかというおおよそのものがあればご説明をいただきたいと思えます。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 次長。

○片寄仁志次長 竹田議員の質疑にお答えさせていただきます。まず議案第4号20ページの循環型社会形成推進交付金の増額理由及び内容ですが、平成29年度の循環型社会形成推進交付金の多くにつきましては平成29年度当初予算の議決後に申請をしております。当初予算では環境影響評価作成業務委託料については契約に基づき5,175万4千円で計上しておりましたが、交付金要望額につきましては、環境アセスに対する県知事意見に対応するための措置として事業費の増加が必要となることを見込まれたことから、平成28年度に設定した債務負担行為に基づく8,584万3千円で申請したものでございます。なお、循環型社会形成推進交付金につきましては、先ほど議員さんからもありましたが年度間調整制度がございますので、事業の最終年度で調整するということになっておりますので、よろしく願いいたします。それから事後調査につきましては、循環型社会形成推進交付金につきましては、それぞれ事業ごとにいろいろありまして、現在使っておりますのは、施設整備に関する計画支援事業に該当すると思っておりますので、これが終わりました施設建設に対して事後評価が発生するかなと考えております。それが1点目でございます。

それから2点目、議案第5号16ページ委託した場合の賃金につきましてはですが、組合設計額としましては、室内清掃が時給で約1,150円、除草が1,130円、植木剪定が1,230円となっております。それから施設整備のその他の業務につきましては、技術者の派遣になりますので、日額単価で約2万5千円以上というところが主なものとなっております。それと最後に、20ページ施設整備費一般廃棄物処理施設進入路整備測量設計業務委託負担金につきましては、

県道側から建設予定地への進入路を整備するための測量と設計を行う業務になっておりまして、本組合では土木関連の業務に精通した職員がいないことから、鴻巣市に発注業務を依頼するという形になりますので委託料という形で載せさせていただきます。額につきましては、一応設計を鴻巣市の担当課にお願いしましてさせていただいたところです。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきました。循環型社会形成推進交付金でこれは国が創設して、総額で230億円の中から各事業に対して交付するということですが、その中に例えば、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設の場合には2分の1を補助するというのもこの中には言われているわけですね、循環型社会形成推進交付金の中にはそういう例があるわけで、そういう点で言うと例えば今後、施設建設なども含めれば多額の費用がかかってくるわけで、そういう点で循環型社会形成をリードする先進的なモデル施設という点では、本組合では考えておられるのかどうか、これは今後検討委員会でもやれると思うのですが、そういう部分について検討できるかどうかまず、2点目に再質疑で行っておきます。

それから議案の第5号の20ページの進入路整備測量設計業務委託、そういう技術者がいないので鴻巣市にお願いするということですが、県道というのは県道内田ヶ谷線でいいのかどうか、それと進入路というふうに見た場合、あそこには私の認識はカントリーエレベーターがあって、その反対側に農業集落排水事業をやっているクリーンセンターがありますよね、その間を進入路とするのか、もう道路があるからあえて進入路とする必要がないんじゃないかというふうに受け止めているのですが、どこをあえて測量したり、設計するための進入路とするのか、その部分をどのようにお考えなのか、またあそこを田んぼですからね、道路を造るに当たっては、例えばダンプカーを何台通すかとかね、これから重機を入れたりいろいろなものが今後想定されるわけですが、そういうことも含めて耐えられる道路にするんだというふうに思います。そういうことも考えると非常に高額な道路になってくるのかなと思いますが、その道路の位置、私は今あるそのクリーンセンター農業集落排水事業のところとカントリーエレベーターの間に道路

がありますよね、今実際に農道として、その部分を使うのか、新たに道路として整備するのを確認したいのと、どのくらいの車両をどのくらい入れようとしている道路なのかってことをお尋ねしておきます。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 それでは再質疑にお答えさせていただきます。まず初めに循環型社会形成推進交付金につきましては、先進事例について2分の1と言う話ですが、現在うちの方で計画しておりますエネルギー回収型廃棄物処理施設の発電を行う場合には2分の1がつくという形になっております。それから次の県道の進入路の測量関係ですが、県道内田ヶ谷線から候補地に入るところに対して、これにつきましては今後搬入については、そこから入りますので、工事車両と搬入車両が県道から入るような道を作るという形になります。以上でございます。

○坂本 晃議長 他に質疑の通告があります。——— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 4番細谷でございます。質疑させていただきます。議案第5号の18ページになります。地元対策費24万3千円予算の方ですね、入っております、前年同様ということでご説明いただきましたけれども、これについて伺っていきたいと思います。この交付対象についてお伺いしたいと思います。また、この事業の内容について伺いたいと思います。3つ目としてこの事業はいつから、建設された当初からか、いつからこの事業があるのか、また、その内容はその当初からずっと同じ内容なのかについて伺いたいと思います。4番目として、この地元対策費こういう事業、地元対策に対してですね、他に同様の似通った事業はありますか。以上6つご質問します。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 それでは細谷議員さんの質疑にお答え申し上げます。まず交付金の関係なのですが、交付対象につきましては現在ここの地元にあります、小針自治会公害監視委員会、それから地元の小針自治会野組がなっております。

事業内容としましては、小針自治会については公害監視及び不法投棄回収事業、周りに組合に持ち込まれるときに落とされたものを見つけた場合には、こちらへ持ち込んでいただいても結構ですと、お願いしているところであります。それから小針自治会野組につきましては、排水路清掃事業、こちらの排水路はここが



できた時に新たに作りましたので、そちらの方へ流していただくという形で、それからいつからということですが、当初こちらを建設して新たにできた時点から、公害監視委員会と野組に対しては、交付金という形ではありませんでしたが、交付はしておりました。実際に交付金として始めましたのは、平成23年度からになります。

次に、その他についてですが、20ページでですね、交付規程に基づきまして、今度新たなごみ処理施設を整備するための、地元にごみ処理施設運営協議会というものがございますので、協議会の活動費としまして、交付させていただいております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 再質疑したいと思います。まず今のところ20ページちょっとわからないのもう一度お願いします。平成23年から交付しているということですがけれども、それ以前はどうだったのでしょうか、もう一度お願いします。

この事業というのはいわゆる地元からの要望で行われたのでしょうか、それについて再質疑いたします。もう一つ、そもそもなぜこの事業があったのかについてお願いいたします。この事業当初から続けているということですがけれども、形態どのような形かということをもう一回、ずっと同じだったのか、金額は同じだったのか、やることは同じだったのか、事業の内容をもう一回お願いします。

その中でですね、今までに地元対策ということですので、地元の方々にご迷惑をかけるということも含めてこういう対策があると思うのですが、この対策について苦情とか意見とかが寄せられていますでしょうか。以上6点お願いします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 組合で衛生事業に対する交付金の規程を作ったのが平成23年度からになります。自治会と野組に対してそれを支給しましたと。それ以前につきましては、組合から賃金という形で地元の方に対して同じ額を支払っていたというのが現状でございます。整理しまして、23年からしたということで。いつからといわれますと、私が昭和55年に来たのですが、それ以前については記憶がないのですが、今現在でいいますと、昭和55年からはもうやっていたということになります。事業的には地元はこちらができない範囲をお願いするという形で、

地元の方にご協力をいただいているというスタンスでやらさせていただいております。

○坂本 晃議長 ————— 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長 20ページの環境衛生事業交付金に關しましてのご質問にお答え申し上げます。こちらの対象につきましては、地元で組織いたします、ごみ処理施設運営協議会に關しまして環境衛生事業に対する交付金の交付規程に基づきまして、交付しているような状況でございます。この運営に係る事業内容につきましては、建設候補地、鴻巣市郷地、安養寺地区内のごみ処理施設の円滑な整備及び運営を図る事業を実施してもらうといったところで、新たなごみ処理施設の整備及び運営につきましては、地元の意見の集約を図っていただき、なおかつ組合との情報交換、相互理解を含めるような活動を行っていただくという目的で支出してございます。こちらにつきましては組合議会でもご報告させていただきましたけれども、平成29年2月17日地元懇談会から運営協議会の方に移行させていただきまして、組織をいたしました。これまでの活動につきましては、地元意見の集約ということで、周辺環境整備の整備スケジュールだとか、具体的な整備内容、余熱利用施設の要望等の集約ってことで何回か開催の方をさせていただきました。以上でございます。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 ————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 この事業についてですね、1つ目はですね、地元から要望でこの事業があったのか、そもそもなぜこの事業があるのか、地元から地元対策費この事業について苦情とかご意見とかありましたら、この3つについてご答弁漏れでしたのでお願いします。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。————— 次長。

○片寄仁志次長 最初にこの事業につきましては、組合と地元との協議の中でこういう形でということで公害監視委員会を作ってきたと考えております。それから排水路につきましては、こちらから要望して排水路の清掃をお願いしたというふうに聞いております。最後に、苦情等ですが、それにつきましては現在のところは伺っておりません。以上でございます。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 他に質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論

○坂本 晃議長 次に、議案第4号及び議案第5号について、討論に入ります。討論のある方は、ご通告願います。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 議案の第5号についてです。先ほど私が質問した一般廃棄物処理施設進入路整備測量設計業務委託負担金であります。これはいよいよ建設予定地であります。安養寺、郷地のいわゆる非常に低湿地といわれるところに建設するための費用が実際にやられています。搬入路の地図を見ますと、先ほど私が質問したクリーンセンターとカントリーエレベーターとの間の道路ではなくて、新たに水路をまたいでいくという道路になります。なぜこの部分では水路があるがゆえに、非常に設計費とか測量費も高くなるという、私の調査過程では明らかになっています。それでは本当に水路も含めたこうした環境の中では、この建設候補地に係る分では、多大な費用が掛かる可能性がある予算に繋がっていくと考えますので、この点を指摘し反対といたします。

○坂本 晃議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

---

#### △上程議案の採決

○坂本 晃議長 次に、順次採決いたします。

はじめに、議案第4号平成29年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算(第2回)について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、  
原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[棄権者あり]

○坂本 晃議長 賛成多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

△一般質問

○坂本 晃議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。——— 7番 竹田悦子議員。

[7番 竹田悦子議員 登壇]

○7番 竹田悦子議員 議席番号7番日本共産党の竹田悦子でございます。2項目  
にわたり質問通告を出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、ごみ処理量の根拠。(1) 1日のごみ処理量249tの根拠。1月16日、  
17日と成田富里いずみ清掃工場と、ひたちなか・東海クリーンセンターの行政  
視察に参加させていただきました。視察で共通していることは、廃棄物を抑制し、  
環境への負荷を極力低減する資源循環型社会を形成していくことを目標に取り組  
んでいることですが、それぞれの地域の特性があり、ごみ処理施設に対する考え  
方の違いがあることなどを学んできました。特にごみの減量は住民の皆さんの協  
力が不可欠です。こうした観点から、今進めているごみ処理施設建設については、  
一刻も早く全容を示すとともに、費用が一体どのくらいかかるのか、住民に対し  
行政としての説明責任を果たしていくことが求められていると思います。特に過  
大な処理施設にならないことを求めて質問を行うものです。

ア、年間稼働日数。小針クリーンセンターは稼働日数が284日です。視察で  
行った成田富里いずみ清掃工場は1号炉318日、2号炉326日、両炉317  
日、ひたちなか・東海クリーンセンターは1号炉310日、2号炉298日とな  
っていました。新しい施設の1日のごみ処理量の根拠は一体何日としているのか。  
稼働日数を少なくすれば、当然1日の処理量は増えるわけですから、過大な施設  
になっていきます。年間稼働日数をいくらとしたのか伺います。

イ、2炉にした場合のメリットとデメリット。新ごみ処理施設は2炉となっ

ていますが、2炉にしたメリットとデメリットについてお答えください。

ウ、災害ごみ量の根拠。年間2,400トンの根拠。年間の可燃ごみの中には、災害ごみとして2,400トン入っています。東日本大震災後この分についても加味されるようになりましたが、災害ごみの量を過大に見積もれば当然、ごみ処理施設の規模も大きくなります。2,400トンの根拠について伺います。

エ、バイオマス処理を導入しなかった理由。今年の異常気象に見られるように地球温暖化が進んでいます。こうした観点からみるならばCO<sub>2</sub>を排出せず、環境に負荷を与えないという点では、バイオマス処理は大変重要な処理方法であると私は考えます。まして建設予定地は、優良な農地で米作地帯となっています。そしてカントリーエレベーターもすぐ近くです。今回導入しなかった理由は何か伺います。

オ、構成市のごみ減量計画との整合性。鴻巣市一般廃棄物処理基本計画でみると、燃やせるごみは2023年で23,450トンと予測していますが本組合では25,126トンとしています。構成市のごみ減量計画との整合性があるか私は疑問に感じましたので、お伺いをするものです。

(2)上尾市の例から学ぶことは。東京新聞の報道によると、11月20日西貝塚環境センターで3基ある焼却炉のうち1基が故障し、運転ができなくなっている、他の1基も点検中のため焼却が追い付かず市は、市民に「生ごみ以外の可燃ごみを出すのは控えてほしい」との内容でした。こうした中、ごみ処理施設を考える会の皆さんと共に、11月29日西貝塚クリーンセンターを見学させていただきました。まず印象的だったのが、ごみホッパーが山のようになっていたことです。上尾市は、私の住んでいる鴻巣市と比べても、容器包装やペットボトルなどの分別がありません。上尾市の議員によると、他市に処理をお願いしたそうですが、分別の仕方が違うということで断られたそうです。そしてよく分別した方がいいよとの意見でした。今回の事例を対岸の火事とせず、本組合としての受け止めについてお伺いします。

2、建設候補地・予定地。(1)建設候補地の選定。ア、選定基準の根拠は何か。建設候補地選定の基本的条件は何を根拠に行ったのか。52箇所の調査を行い、点数をつけていますが、この箇所の選定の根拠は何か。何を優先したのか。また、

この箇所の選定は業者が行ったのか伺います。

イ、点数と◎○△×の付け方の基準。評価結果表には0 1 3 5と候補地5 2箇所について点数がついています。しかしその前提となる、評価基準は◎○△×となっています。しかもすべてが同じではなく◎と△しかない基準もあります。この付け方の基準についてお伺いします。

ウ、報告書の内容。評価基準に基づいて建設候補地を選定し、予定地となったと考えます。これらの報告内容をお答えください。

(2)建設にあたっての手順計画。新年度予算として、建設予定地に進入路整備測量設計業務委託負担金として9 3 4万5千円が計上されています。建設に当たっていろいろと私が想定できないことが多々あると改めて感じています。では一体この場所に建設にあたり手順はどう検討されているのか。そして費用はいくらかかると想定されているのか伺うものです。

ア、法的制約条件、8年規定の対応。安養寺堰の受益地ということが判明し、8年要件がある為2020年まで農振除外ができないとされています。その後農振除外を行った後、農地の買収に入るわけですから本当に大丈夫なのか疑問です。見解をお答えください。

イ、排水路の整備。種足野通川の整備がされないと、この地域の冠水はなくなると伺ったことがあります。野通川に接続する2本の排水路の整備はどう検討されたいのか費用の見通しについて伺います。

ウ、田んぼの冠水の処理。施設以外の場所は、施設建設後も冠水すると考えてよいか、確認します。

エ、盛り土の整地。冠水の影響をどう判断して盛り土を行っていくのか見解をお答えください。

オ、搬入道路の整備。結果報告書によると、この地域が選ばれた理由として、搬入道路の必要はないとしているにも関わらず新たな搬入道路の整備も行う予定としています。地元要望に応じていくと受け止めてよいか確認します。以上、壇上での質問といたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、ご質問の1の(1)、1日のごみ処理量249トンの根拠のア、年間稼働日数についてでございますが、熱回収施設の規模については、公益社団法人全国都市清掃会議が出版するごみ処理施設整備の計画・設計要領で示された算式に基づき、1日当たりのごみ処理量を249トンと算出したものでございます。また、計画・設計要領の中で実稼働率も定められており、年間1炉当たり280日稼働としております。国の交付金を受けるための要件であることから、計画・設計要領に基づき施設規模を算出したものでございます。

次に、イの2炉にした場合のメリットとデメリットについてでございますが、昨年の2月に本組合が策定した施設整備基本計画の38ページに2炉と3炉の評価結果をお示ししてございます。2炉のメリットとしては、3炉に比べ、建設費及び運営・維持管理費において経済性に優れていることが挙げられます。また、デメリットとしては、3炉に比べ、点検等による1炉停止時の処理量が少ないことを挙げております。

次に、ウ、災害ごみ量の根拠についてですが、昨年3月に本組合で作成した施設整備基本計画・PFI等導入可能性調査報告書の資料編14ページから16ページにかけて根拠をお示ししてございます。災害廃棄物のごみ量については、平成25年9月に県東部地域で発生した竜巻被害における廃棄物量を基に、年間2,400トンと設定したものでございます。

次に、エ、バイオマス処理を導入しなかった理由についてでございますが、平成28年2月に本組合で作成した広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書の20ページから31ページにかけて、既存のごみ処理方式に関する技術の整理を行い、評価・選定を行っております。ご質問のバイオガス化については、現段階では導入事例が少なく、安定的な処理を長期間継続して行った実績がないことや、バイオガス化施設のみで可燃ごみの処理が完結するものではなく、一般的には焼却施設を併設する必要がある、万一、バイオガス化施設が停止した場合のリスクなどを検証した結果、本組合が採用するごみ処理システムの候補の中から除外したものでございます。

次に、オ、構成市のごみ減量計画との整合性についてですが、施設整備基本計

画の17ページにございますが、構成3市においては、現在、プラスチック製容器包装以外のプラスチック及びビニール類は不燃ごみとして処理されておりますが、新施設稼働後においては、可燃ごみに区分されることとなります。このため、可燃ごみの処理量に差があるものと認識しております。

次に、1の(2)上尾市の例から学ぶことは、についてですが、今後におきましても構成3市と連携を図りながら、4Rの推進に努めてまいります。

次に、2の(1)建設候補地の選定のア、選定基準の根拠は何か、についてでございますが、他の自治体における候補地選定の事例を参考に、6つの基本的条件を定め、総合的な評価・選定を行ったものでございます。なお、基本的条件などの選定方法につきましては、検討委員会に諮り、承認をいただき決定したものでございます。

次に、イの点数と◎○△×の付け方の基準、についてでございますが、評価項目により記号の数が違う箇所がございます。これは、例えば◎と×のみの場合は、建設できるか否かの評価を行うものであり、◎○△については、地理的な利便性や優位性などを評価するもので、建設できるか否かの評価は必要ないため×がございません。このように、評価項目によっては評価基準に違いが生じるものでございます。

次に、ウの報告書の内容についてでございますが、委託業務の主な内容として、新施設の規模や必要な面積の整理、建設候補地の評価項目の調査や選定などを行う建設候補地選定業務のほか、検討委員会の会議資料の作成などを行う運営支援業務、住民説明会の資料作成や説明などを行う運営支援業務がございます。事業の進捗状況に合わせ関係資料を作成の上、提出していただいております。

次に、2の(2)建設にあたっての手順計画のア、法的制約条件、8年要件の対応についてでございますが、昨年7月及び11月の組合議会終了後の議員説明会において、ご説明した施設整備スケジュールのとおりでございます。

次に、イ、排水路の整備についてでございますが、施設整備スケジュールに合わせ、公表できる段階で公表してまいります。

次に、ウ、田んぼの冠水の処理についてでございますが、既にご案内のとおり周辺環境整備として、排水路の整備を予定しております。



次に、エ、盛り土の整地についてでございますが、事業者選定委員会などにおいて、専門家のご意見などをお聴きしながら検討してまいります。

次に、オ、搬入道路の整備についてでございますが、搬出入路につきましては、新施設稼働後の渋滞防止対策として、地元の要望を受けて整備するものでございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきました。本当にごみ処理施設建設に当たっては、まったくどのくらいのお金が掛かるのかということが見えない事業だということが、私は答弁を聞いて強く思いました。とりわけ、1、ごみ処理量の根拠の(1)ア、について、再質問を行います。先ほど国の補助金を受けるためには、一定の数値に合わせなければいけないということですが、前提は、2023年が最大の人口規模なんですよ、そのあとは、人口も減るしごみ量も減ると、にもかかわらず、2023年度を稼働基準としているということそのものが、私は、国の考え方そのものもおかしいかなと思います。そういう点では、たとえば5年後10年後に合わせたときには、補助金がもらえなくなってしまうのか、処理施設の規模を縮小し掛かる費用も少なくて済むと考えるので、そういうことが可能なのか再質問をしておきます。

それから、エのバイオマス処理の導入をしなかった理由としては、安定的な運営がなされるかどうか、処理ができない部分もあるというふうに考えますが、全国の事例や世界的にはバイオマス処理というか発熱もやっている所もあるわけですが、どれだけ深く、その部分について検討したのか再質問をします。それから、オの構成市のごみ減量計画との整合性です。私も構成市の一般廃棄物処理基本計画を見させていただきましたが、基本的には今燃やしていないごみも、不燃ごみの中でも燃えるごみを燃すということなども含めれば、熱回収を推進するためになっていくかなと思います。そういう点ではごみの分別を徹底していくということでは、逆の方向になるのではないかと。特に私は先ほど、鴻巣市の例を出しましたが、廃棄物処理基本計画を立てておられる構成市の中には、249トンを一日の処理量と計算しながら廃棄物処理基本計画を立てているところもあるということですから、そういう点からいうとますます燃やす方向になってしまうと

考えますが、その点はいかがなのか、お伺いをしておきます。それから、2番目、建設候補地と予定地ですが、先ほどは他市の例を見ながら6つの基本的条件を出しながらやったということですが、この建設候補地については、国の基準は全くないということでもよろしいのかどうか、これをまず確認します。そしてその中では、組合の意向が大きいと考えます。その認識でよいのかどうか、私は先ほど52箇所の中から選定したというふうに述べましたけども、52箇所でもよいのかどうか確認をしておきます。

それから、法的要件です。8年要件との関係で、前回ご説明いただいたことはよくわかりますが、8年要件がクリアーされてから、初めて地権者との交渉が始まるわけです。地権者、農家の人が多いと思いますが、相続等が発生したりすると、その相続の同意を受けるまでにいろいろと時間がかかって、一箇所でも合意ができなかった場合にはどのように対応していくのか、それから、その後のインフラ整備や工事を行うようになっていくわけですが、本当に2023年稼働でできるのか、盛土部分の転圧期間が大丈夫なのか、5.5ヘクタールに及ぶ盛土をするわけですから、そういう点でも私は疑問に思いますが、その辺は大丈夫なのかどうか見解をお答えください。

それから、ウの田んぼの冠水の処理の件ですが、昨年11月議会の私の一般質問でパネルでお見せしたとおり、建設候補地は、田んぼが一面冠水している状況を皆さんにご覧いただきました。冠水しないようにするためには、田んぼが冠水している所と建設候補地は境目を作らなければいけないわけで、例えば矢板を入れたりして、工事などもするようになると思います。そうすると、建設費なども全体としては大きな費用になると思いますが、総額では一体どのぐらいかかるかということはどこかで検討できないのか、そのことも含めてどのように考えているのか最後にお聞きしておきます。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 再質問にお答え申し上げます。はじめに、初年度2023年、平成35年度になりますが新施設稼働時のごみ量でなく、5年後10年後のごみ量に基づき施設規模を縮小することは可能か、についてですが、処理できないごみが発生しないよう、ごみ量が最大となる年度の処理量により施設規模を算定す

る必要があることから、平成35年度の処理量を基に算出したものでございます。

次に、バイオマス処理について、どれだけ深く検討したのかについてでございますが、バイオガス化施設の概要などの基本的事項の確認と検討、処理対象物の回収体制などの受入条件と資源化物の利用条件の検討及び施設導入有効性の検証などを行っております。

次に、ごみの分別を徹底する方向と逆ではないかについてでございますが、平成28年に行った不燃ごみ組成調査結果から、プラスチック製容器包装以外のプラスチック及びビニール類を可燃ごみとすることで、プラスチック資源化施設の規模縮小が可能なことから、見直しを行ったものでございます。

次に、候補地選定の基準についてでございますが、他の自治体における候補地選定の事例を参考に、6つの基本的条件を定め、52箇所の候補地に関して総合的な評価・選定を行ったものでございます。

次に、地権者との話し合いはいつからか。1箇所でも合意できなかった場合の対応。盛り土後の転圧期間は大丈夫なのか。についてでございますが、農振除外後の国税局との事前協議が整い次第、地権者との交渉を行う予定でございます。すべての地権者の同意が得られるよう、丁寧に説明してまいります。また、盛り土後の転圧期間につきましては、事業者選定委員会において、専門家のご意見などを伺いながら検討してまいります。

次に、建設工事に当たって、矢板などの費用が必要ではないのか、追加費用が嵩むことのないよう、想定できる総額費用を公表すべきでは、についてでございますが、建設工事に当たりましては、隣接する農地に影響が出ないよう配慮してまいります。また、整備費用につきましては、施設整備スケジュールに合わせ、公表できる段階で公表してまいります。以上でございます。

○坂本 晃議長 次に、阿部慎也議員の質問に移りますが、パネルの使用を許可しております。――― 8番 阿部慎也議員。

[ 8番 阿部慎也議員 登壇 ]

○8番 阿部慎也議員 8番阿部慎也通告順に従って質問を行います。

1番、鴻巣市が予定しているカントリーエレベーター底地売却の影響について。

(1) まず最初に、言っておかなければならないことは、組合によるごみ処理施

設建設候補地は、安養寺堰に係る 8 年要件の受益地であります。平成 27 年 3 月 23 日の新聞報道を知った県職員から指摘されて、平成 32 年度以降の農振除外しかないとの結論に至ったとのことであります。常識的に考えれば、県の職員から指摘を受ける以前に、地元鴻巣市の担当部局は知っていなければならないんです。知らなかったとしたならば、怠慢そのものでありましょう。質問者も含め当然知っていたと考えるのは当たり前だと思っております。おそらくほっかぶりでもして、素通りしようとしても思ったんじゃないですかね。それはそれとして、現在では、農振農用地を買ってほしいという人は他にもいっぱいいると、ある副市長が申しておりました。当該建設候補地は、原口管理者の地元、安養寺の地権者の方々が多く所有するといった立場もあって、この 8 年要件、買収時期の遅れは管理者にとっても死活問題だと思います。当初の計画に比べ、ずいぶん遅れるわけですから。そこで質問者だったら、私だったら、それを何とかカバーできる方法をと考えます。見返りとして買収単価の底上げなんてことをね、最高の解決策だと思いますよ。近々に実行されるであろう鴻巣市が所有するカントリーエレベーター底地 0.9 ヘクタールの売却単価は、不動産鑑定士によると 0.1 ヘクタール当たり、つまり 1 反当り 860 万円強と聞いております。しかし組合が近い将来取得しなければならない建設候補地の面積は、その約 6.2 倍にも及びます。そうした一連の行為は、行田、北本市に対する背信行為ではないでしょうか。隣接する双方は、地続きであるがゆえに影響は必至と考えますが、現時点での売却は影響ないのか、伺っておきます。(2)そもそもこの売却の話は、JA さいたま側からカントリーエレベーター底地を購入したい旨の申し入れがあったと、そのように伺っております。しかし解せないのは、経営手腕の鋭い JA が現在まで無償貸与、つまりタダで鴻巣市から借りている土地をあえて今購入する必要は全くないのであります。今後においてもタダで借り続ければいいんですよ。たとえ購入するにしても、ごみ処理場が完成した暁には、通常周辺の土地の評価は下がるんです。ですから何も今すぐ購入するといった意図が全く分からないのであります。(1)で申し上げたとおり、カントリーエレベーター底地の売却単価が、1 反当たり 860 万円だとすると、予定地購入単価はいくらくらいになると、質問者は知り合いの不動産鑑定士に伺いました。するとなんと 600 万円は

下らないだろうと、そういう返事か返ってまいりました。地権者の方々も薄々感づいておられるのでしょうか。そこで質問、現在ささやかれる1反当たりの予定地購入単価600万円を否定できるのか伺っておきます。

次に2番、建設候補地の選定について。(1)そもそもは平成26年8月11日に建設候補地選定業務委託をパシフィックコンサルタンツ株式会社と712万8千円で締結したものであります。その成果表を基に資料が作成され、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会の第4回、第5回、つまり平成27年1月20日と平成27年2月17日の協議を経て、建設候補地は1箇所には絞られたのであります。当時質問者は当該検討委員会のメンバーではありませんでした。ですから後になって、当該委員会の協議内容を資料で読み解くしかありませんでした。その中でいくつかの疑義が生じたのも確かであります。平成27年1月20日の検討委員会で資料を配布したものの、理解不能な理由をつけてその場で回収したこともありましたよね。最初からおそらく組合は、好ましからぬ方向に歩を進めたものと察しました。先ほどの前任者の質問で、私の質問の状況が若干変わりました。答弁は、建設候補地52箇所をあたかも誠実に評価選定し、1箇所に絞ったとのことでありました。だとすると質問者が入手し、見聞きした情報は、間違っただけだったのか。それには評価基準に照らし、評価結果をパシフィックコンサルタンツ株式会社が組合に提出したのは、ごみ、つまり53箇所だったと、私は聞いております。(パネル使用)ここにその52箇所のパネル、光っちゃって見えない、見える、見えますか。これ光っちゃうから出すんですよ。これが52箇所の、要するにネットにも載っている情報であります。光らないでしょ、もう大丈夫、あれ、赤い点が付いてるな、神様のいたずらでしょうおそらく、これをこうやってトントンと、こうやってよく分かりますかね。あれ、1箇所増えちゃってらということになるかと思えます。神様のいたずらだこれはおそらく。実はこの部分なんです。ここ、いいですか、ここなんですよ。質問者が見聞きし、消えた1箇所こそがこの神様がいたずらした赤い点の部分なんです。多賀谷県道東側地域であります。本当かなと思うでしょう。その資料は今質問者の手元にありますよ。見せてみるというのであれば、すぐにでも見せられます。また、いつの時点で消されたか説明することも可能であります。得点は65点以上と思われ

る有力候補地を、なぜ隠蔽しなければならなかったか、質問者には分かる気がいたします。地権者が安養寺の方々でなく、郷地の方々であったからであります。それはあくまで質問者の予想ですけどね。隠蔽があったにもかかわらず、それでも調査の基準に基づき、評価結果は公平公正に導き出されたものか伺います。

(2)、そもそもごみ処理施設を鴻巣市内に建設することというのは、北本市からの強い願望で現在の小針クリーンセンター地内では北本市からすれば遠いと、遠すぎる、行田市にとっての中間の鴻巣市が望ましいということで鴻巣市内に決定したものと理解しております。それがどうでしょう、評価基準の1番にあるように、さっき申されましたね、6項目あると。その1番に、ただ単に面積5.5ヘクタールが確保できるからといって、北本市からみて、小針クリーンセンターより遠い場所、これだったら意味がないんです。それや、甚だしいのは、堤外地、堤外地といえはご存知のとおり土手の中ですよ、堤外地まで評価の対象とすることは、とても常識人には考えられない。それこそ、数多くの候補地から、厳正に選定したとでも言いたいのではと思うのですが、質問者には単なる数合わせ、目くらましとしか思えないのであります。さらに、無理やり53箇所から絞り出した、現候補地ですから、本来得点は抜きん出てなきやいけなかった。抜き出てなきやいけなかったんですよ。しかし、郷地側を2点減らして63点、とはしてみたものの、なぜ安養寺側65点より2点低いのか、説明もままならない。それはそのはずですよ。郷地側の方がいいんですから。そういう場合は安養寺側、つまり現候補地だけに絞るため、予め隠蔽してしまえということだったんだらうと、私は思えてなりません。質問として、現候補地ありきの選定ではなかったか、それを伺います。

次に(3)、質問者が(1)、(2)で申し上げたことは全て匿名による入手に至ったものでございます。資料の信憑性と質問者自身のこの問題にかける信念によるものであると、このように考えてあります。それを全て、怪文書によるものだというふうに一蹴してくれても構いませんよ。しかしすぐに撤回することになるんじゃないありませんか。裏付ける資料はまだまだたくさんございます。土地買収に至らない、今ならまだ間に合う。候補地を変更する考えはあるか伺っておきます。1回目の質問といたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 ―――― 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 今、阿部議員がみんなに見せられましたけど、遠くでよくわからなかったのと、私は52箇所がいいですねと質問したら答弁は52箇所ですということで、53というのはわかりません。だからこの物を近くで見させていただくために、回らせていただいてよいかどうか質問者をお願いをしたいと思うのですが、その点について計らっていただきたいと思います。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 3時 38分 休憩

---

午後 3時 50分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会を開きましたので、委員長に報告を求めます。

――― 議会運営委員長 1番 川崎葉子 議員。

〔川崎葉子議会運営委員長 登壇〕

○川崎葉子議会運営委員長 竹田議員より議事進行があり、資料の閲覧を求められたことについて、議会運営委員会を開き協議した結果を報告いたします。協議の結果、当該資料については議長があらかじめ許可したものではない為に本議会中に使用は認められないものと決定いたしました。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。――― 事務局長。

〔瀬山慎二事務局長 登壇〕

○瀬山慎二事務局長 それではご質問に順次お答え申し上げます。初めにご質問の1の(1)現時点での売却は影響はないのか、についてですが、用地取得については不動産鑑定士による土地の鑑定評価を行い、平米単価を決定する予定でございます。こうしたことから現時点で影響の有無は判断しかねるものでございます。次に(2)のささやかれる一反当たりの予定購入単価600万円を否定できるかについてでございますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり現時点では答弁を差し控えたいと存じます。次に2の(1)調査の基準に基づき評価結果を公平公正に導き出されたものか及び(2)候補地ありきの選定では無かったか、については、

関連がございますので一括してお答え申し上げます。建設候補地の選定にあたりましては、評価するための基本的条件や候補地の選定手順、評価方法、選定結果などに関し、検討委員会にお諮りし、御承認をいただきながら進めてまいりました。候補地選定までの大まかな流れをご説明いたしますと平成26年10月15日に開催した第2回検討委員会では、まず選定方法と選定に当たっての6つの基本的条件についてご審議いただきました。また、平成27年1月20日開催した第4回検討委員会では、選定手順と選定方法、選定結果についてご審議をいただきました。この中で、候補地の抽出方法や必要とされる面積5.5ヘクタールの根拠、必要な面積5.5ヘクタール以上のまとまった土地を確保できる地域を調査した結果、候補地が52箇所であったこと。また、候補地を評価するための評価項目ごとの評価基準をご説明し、評価基準に基づき候補地の評価を行った結果、現在の候補地を選定したことをご説明し、ご審議をいただいたものでございます。この段階では、まだ結論に至った訳ではなく、平成27年1月29日に、建設候補地に関する地元公職者を対象とした説明会を開催する旨をご説明し、地元の意見などお伺いした上で、次の第5回検討委員会で改めてご審議をいただきたい旨をご説明したものでございます。第5回検討委員会は、平成27年2月17日に開催いたしました。第5回では、建設候補地の選定手順と選定方法、選定結果を改めてご説明し、新施設建設候補地（案）の承認をいただき、検討委員会からの中間答申を受け、今日に至っております。このように、一つひとつ検討委員会にお諮りし、ご意見をいただきながら進めてまいりましたことから、公正・公平に選定されたものと認識しております。

次に、(3)候補地を変更する考えはあるのか。についてでございますが、建設候補地につきましてはこれまで、地元住民や地権者、構成市民を対象とした説明会を2回、地元懇談会を5回開催してまいりました。地元運営協議会を平成29年2月16日に立ち上げ、「新たなごみ処理施設建設に係る基本協定書」を締結し、地元及び地権者の了解をいただきながら事務を進めております。こうしたことから、候補地を変更する考えはございません。今後におきましても、組合議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。———— 8番 阿部慎也議員。



○ 8 番 阿部 慎也 議員 それでは再質問をさせていただきます。1 番のいわゆる鴻巣市が予定しているカントリーエレベーター底地売却の影響について、(1)、(2)、関連がありますので一括で質問いたします。おそらく、本組合に加盟する行田市及び北本市にとってみれば重大な死活問題です。3 市の共同事業が鴻巣市の身勝手な行動でとん挫するかもしれないことが組合議員として心配であります。ここで伺いたいののが、このことに関して両副管理者はどのような見解をお持ちなのか伺っておきたいと思えます。また、組合議員がもし鴻巣市の政策に口を挟むなどというのであれば改めて組合議員として要望いたします。鴻巣市が所有するカントリーエレベーター底地の売却は今すぐでなく、しかるべき時に売却することを強く要望いたします。

2 番、(1)、(2)、(3)、一括で質問いたします。質問者には今事務局長からご答弁いただきました、この言っている意味がよく理解できない。ここに 1 冊の会議録がございます。もちろん先ほど来の関連であります。平成 27 年 1 月 23 日 10 時から行われた鴻巣市立教育支援センター東館会議室で行われた第 5 回副市長会議、第 8 回参与会議の生々しい質疑応答がしたためられたものであります。またこれを怪文書だと否定する手もあるかもしれませんが、その信憑性は確信に迫ったものでございます。そして、その中では 53 箇所の候補地についてしっかりと議論がなされております。また、第 4 回検討委員会では理解不能な理由をつけて非公開にしたこと、資料をちょっと見せただけですぐ回収したこと、そのときから 1 箇所隠蔽のトリックが始まったこと、本来選ぶべきでない所も評価の対象にしていること、極めつけは、ここが大事なんだ、この一言にあらうかと思えます。3 市のうちの A 部長が意見を述べております。候補地 21 番と、21 番と申すのはこれは私が新たに示した郷地側 21 番でございます。そして 22 番、これが現在の予定地ということに、なっていようかと思えます。その差が 2 点しか変わらない。2 点しかないのは大きいですよ。建設コストが違うだけであとは同じ。22 番が駄目で 21 番がいいってことですからねと、はっきり発言しているんですよ。じゃあこれを質問者なりに解説しましょう。

21 番郷地 63 点、22 番安養寺 65 点。どうせなら点数をもっと広げておけばいいのに。たかが 2 点の差では説得力がない。あえて郷地を 2 点下げたら建設

コストの違いも説明しきれない。両候補地は他の評価はすべて同点です。そして、はっきり言えば2番安養寺が駄目で1番郷地が良いってことですからねと、このように申していると私は理解しました。それでもなお、まとめて2番安養寺1本で行きたいと締めくくっております。そして迎えた第5回検討委員会にはその方針どおりの資料を提出して議論をさせています。これは重大な捻じ曲げであって候補地ありきの選定であったと言わざるを得ないのであります。水面下で一部の利益のために執行部がグルになって企てた陰謀は検討委員会並びに組合議会を翻弄し、3市の市民を巻き込んだ先の見えない事業になってしまうでしょう。質問者はそうなることを決して望んではおりません。だからこそ、正すべきは正し、変えるべきは変えることだと思います。そんな中で当該会議に出席し、今申し上げたこの生々しい質疑応答のあった会議、これに出席し、捻じ曲げの議論に参加した人がここにいます。関口さん、あなたです。私はあなたを責めるつもりはありません。かえってああしなければならなかったあなたに同情すら覚えます。ぜひ事実を誠実に御答弁いただきたい。平成27年1月23日の第5回副市長会議及び第8回参与会議そのものの存在を認めますか。また、この捻じ曲げは誰の指示によるものか御答弁願います。53箇所ですっかり議論しているんです、そこで。怪文書というならそれで一蹴してくれてもいいですよ。質問者は質問を閉じるにあたり、当該ごみ処理施設建設にかかる、数多くの疑惑も捜査当局としっかり連携して、一つ一つ究明を図るべく努力してまいり所存であります。以上、終わります。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 4時 04分 休憩

---

午後 4時 08分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。答弁を求めます。

——— 工藤副管理者。

[工藤正司副管理者 登壇]

○工藤正司副管理者 お答え申し上げます。新施設の建設につきましては、先ほどの答弁のとおり手順を踏んで進めてきておりますので計画のとおり完遂すること

を強く望んでおります。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。————— 現王園副管理者。

[現王園孝昭副管理者 登壇]

○現王園孝昭副管理者 私の方としましても、やはり手順を踏んで進んでいるわけですし、候補地については鴻巣市に造るということは3市合意のもとに進められてきた結果だと思います。それを踏まえて、ただいま報告がございましたとおりに進められておりますのでご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 ————— 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 答弁がかみ合っていないんですね。私が質問をしたのは、カントリーエレベーターのことについて質問しているんですよ。この売却することによって、影響が当然あるというふうに私は思う訳ですから両副管理者に影響を感じないのかどうか。そして値段的には600万円ということだけど、どうなんだろうという意味を込めて再質問させていただきました。ですから、全体の計画とかなんとかじゃなくて、最初の1番カントリーエレベーターの底地売却の影響についての質問ですから、全体のことについての質問ではありません。その辺のところをよくご確認いただいてご答弁いただけたらというふうに思います。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 4時 10分 休憩

---

午後 4時 12分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほどの阿部議員の発言ですが副管理者についても、この事業にカントリーエレベーターの底地売却は直接結びついていないという判断でございますので、それについての答弁は控えたいということでございます。それで、ご了解いただきたいと思います。

○8番 阿部慎也議員 わかりました。

○坂本 晃議長 次に、事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは2番目の平成27年1月23日の会議、この場では記憶が定かではないということで御答弁できないということでございます。以上

でございます。

○8番 阿部慎也議員 わかりました。

○坂本 晃議長 次に、細谷美恵子議員の質問に移ります。

————— 4番 細谷美恵子議員。

[4番 細谷美恵子議員 登壇]

○4番 細谷美恵子議員 4番細谷美恵子です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。まず初めにですね、新ごみ処理施設事業者選定委員会、これがですね、選定委員会昨年11月議会で選定が進んでいるということでありますが、これについて伺っていきたいと思います。選出された委員は誰なのでしょう。それについてご答弁を願いたいと思います。それからですね、この委員についてはですね、公平かつ公正な観点から選定が求められるということでありまして、この観点から第7条で委員の責務ということですね、この選ばれた委員については自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係を有する場合は、その議事に参加することができない、というふうにあります。昨年の議会でも私の方も質疑させていただいたんですけれども、その時の答弁でこれについては資本関係にない又は人的関係にない、そういうことで選定を進めますというふうに伺っております。この資本関係にない、人的関係にない、という定義について具体的にお示しいただきたいと思います。そして、今回その選ばれた、当然あれですね、昨年11月議会でですね、もう今選定に入っております、というふうに執行部から答弁をいただいておりますが、その選定されたそれぞれの委員はどのような点で合致されているのかその点についてもご答弁を願います。

4番目といたしまして、この事業者選定委員会の組織といたしまして学識経験者2人以上5人以内というふうになっておりますが、この学識経験者とは大学教授、廃棄物技術管理者、ごみ処理方式に精通している人、というような答弁が昨年ありましたが、この間視察に私参加いたしまして、ひたちなか市の方ですね、非常に新ごみ処理施設を建設した後、DBO方式で事業を進める中でですね、このあたりですね、非常に困っていることがあると。それは何かといいますと、DBO方式に精通している人がいなかった、それ自体が新しい方式だということで認識不足だった、アドバイザーをつけてはいたんですけども、後々いろいろと詰

めが甘かったということですね、今非常にその点で新しくモニタリングという形で新しく事業者を選定いたしまして、事業者を監視してもらっているというようなことを伺いました。そういう意味で、DBO方式で始めるということはもう決まったということですが、このあたりについて精通している人物は入っているのでしょうかそれについて答弁をお願いします。

5つ目に、今回ですね、株式会社建設技術研究所という会社とですね、アドバイザー契約、業務委託を結んだということなんですけれども、やはりこれについてもですね、このアドバイザーとして、そのDBO方式について精通している人が業者に入っているのか、そういう意味での要求はきちんとされているのかについて答弁を願いたいと思います。その前に5番目といたしまして、そのアドバイザー契約の中に運営上の課題についての対応する契約は含まれていますでしょうか、答弁をお願いします。

次に、大きな2つ目といたしまして、平成29年7月6日にですね、鴻巣行田北本環境資源組合事務の追加及び経費の見直し等に係る規約改正に関する合意書というものが結ばれました。これは、鴻巣市長、行田市長、北本市長、そして管理者として、原口鴻巣市長が署名捺印をしているものなんですけれども、それについて伺いたいと思います。合意書の中でですね、まず、この改正をするということで、建設についての改正なんですけれども、今まで熱回収施設を建設するところだったんですけれども、そこに追加して、及び余熱利用施設の建設というのが入ったんですが、それについて合意書のまず前段階で、この改正は「余熱利用施設の建設を含むものと認識しているが」という文言があります。これなんですけど、これはいったい誰がいつから認識したのかということについて伺いたいと思います。それから続いて合意書、同じくですね、改正の(2)のところで追加としまして「及び余熱利用施設の建設並びにこれに附帯する事務」が加わりました。これらを組合で共同処理することになっていますが、この経費については3市で人口割にするということによろしいでしょうか。答弁をお願いします。

3つ目といたしまして、合意書の2の経費のところ、新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理、建設ではなくて、運営管理の方なんですけれども、運営管理に関する事務に要する経費については、負担割合は3市で協議し

決定するというので、今はまだ決定していないということなのですが、これはいつ決定するのでしょうか。答弁をお願いします。

4番目といたしまして合意書3その他のところなんですけれども、(2)のところはこの規約の改正は、新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理に関する事務に要する経費について構成3市の協議が整った後に行う、つまり構成3市の協議が整った後に、規約の改正をする。規約の改正をしなければこれは実行できないわけですから、規約の改正をするというふうになっておりますが、スケジュールですね、どのような手順で進んでいくのか、いつなのか、いつを目的としているのか、これについて伺いたいと思います。

それとですね、唐突だったんですけれども、5番目に移りますが、周辺環境整備要望図というのが、この定例議会の後の報告会というところで組合議員に配布されたものがございます。それにですね、周辺環境整備の事業についてどこを組合でやって、どこを県で関係機関へ要望するというような図が渡されました。周辺環境の整備ですね。この要望図から周辺環境整備事業が提示されておりますが、この経費は先ほど組合の法律とでもいいます「規約」のどこの部分で経費というのが示されてくるのでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

6つ目として、周辺環境整備事業の組合負担部分は、規約15条3、3市構成市で人口割にするというふうに規約の方にございます。そちらの方の人口割が適用になるのでしょうか。答弁をお願いします。

7つ目として、やはりこの周辺環境整備要望図で、組合から関係機関へ整備を要望する箇所というのをございます。市道、県道、水路などですね、これについて経費は組合の方に負担はかからないのでしょうか。それについてご答弁をお願いします。以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。ご質問の1の(1)選出された委員は誰か、(2)資本関係にない、人的関係にないというが、それぞれの定義を具体的に、(3)それぞれの委員はどのような点で合致したのか、

及び(4)学識経験者とは大学教授、廃棄物技術管理者、ごみ処理方式に精通している人と答弁があったが事業方式に精通している人物は入っているか。については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。事業者選定委員会の委員につきましては、現在、委員の選任作業中でありますことから、決まっております。学識経験者の委員選任に当たりましては、ごみ処理方式や企業会計、DBO方式などに精通した方を選任すべく、作業を進めております。また、資本関係及び人的関係にないことの定義についてでございますが、資本関係とは本人又は家族が従事する企業、あるいは本人又は家族が役員を務める企業が新ごみ処理施設の事業者になり得る企業と親会社・子会社関係にある場合を想定しております。人的関係とは、本人又は家族が新ごみ処理施設の事業者になり得る企業に従事する場合や、役員を務めている場合を想定しております。本組合の契約規則に則ったものであり、委員の選任に当たりましては、新ごみ処理施設の事業者になり得る企業と資本関係及び人的関係にないことを誓約していただき、選任することとなります。1回目の委員会を3月下旬に開催したいと考えておりますので、遅くとも今月末までには選任いたします。なお、本委員会では、新施設の整備及び運營業務を請け負う事業者を審議していただくため、原則、非公開の予定でございますが、1回目の委員会は、現地確認と委員会のスケジュール等を予定しておりますので、日程が決まり次第、組合議員の皆様にはご案内したいと存じます。

次に、(5)アドバイザー契約の中に運営上の課題に対応する契約は含まれているかについてでございますが、事業者選定業務の仕様において、事業者募集に必要な入札説明書を作成することとなっております。入札説明書の中には、組合と事業者とのリスク分担や事業破たん時の処理方法、運営を含む契約内容などの詳細を明記するものでございます。こうしたことから、施設運営上の課題にも対応できるものと認識しております。

次に、(6)アドバイザー契約を結んだ業者はDBOの経験が豊富か、DBOについてどのような経験を有しているかについてでございますが、長野県の南信州広域連合や栃木県栃木市が発注したごみ処理施設建設に係る事業者選定業務を受注しております。このほか、滋賀県野洲市の余熱利用施設建設に係る事業者選定業務を受注しており、いずれもDBO事業でございます。既にご案内のとおり、

国土交通省の建設コンサルタントの登録を受けた事業者であることから、この度の委託業務に関して、適正に執行していただけるものと認識しております。

次に、2の(4)合意書3その他の(2)この規約の改正は「新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理に関する事務に要する経費について構成3市の協議が整った後に行う」とあるがいつ頃を目途としているか、スケジュールを問うについてでございますが、現在、運営管理に要する経費の負担割合については、構成3市で協議中でございます。入札公告を行う予定の平成31年度までには、構成3市の議会に対し、本組合規約の改正議案を提出したいと考えております。

次に、(5)周辺環境整備要望図から周辺環境整備事業が提示されているが、この経費は規約のどこの部分か、(6)周辺環境整備事業の組合負担部分は規約15条3の人口割が適用になるのか、及び(7)周辺環境整備要望図で、組合から関係機関へ整備を要望する箇所として提示されている部分は、経費については組合に反映されないということかについては、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。周辺環境整備要望図の整備箇所については、新施設建設に当たり、建設候補地周辺の生活環境に与える影響を最小限に緩和するため、地元の要望を受けて整備するものでございます。こうしたことから、整備要望図の組合へ整備を要望する箇所については、組合規約第3条第2号の一般廃棄物処理施設の建設に附帯する事務にあたり、その経費につきましては、議員ご指摘のとおり組合規約第15条第3項で規定する人口割により構成市が負担するものでございます。また、整備要望図の組合から関係機関へ整備を要望する箇所につきましては、県や鴻巣市などの関係機関にご負担いただき整備するものでございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 —— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、大きな2の(1)から(3)につきましては私の方からご答弁させていただきます。ご質問の2の(1)、合意書1(1)改正で「余熱利用施設の建設を含むものと認識しているが」とあるが、誰がいつから認識したのかについてですが、構成3市において、ごみ処理広域化の推進に関する主な事項に



ついて協議する中で、余熱利用施設の整備は必要との共通認識が得られたことから、平成25年11月6日付けで、行田市鴻巣市北本市ごみ処理広域化に関する協定書を締結したものでございます。次に、(2)の合意書1(1)改正(2)で「及び余熱利用施設の建設並びにこれに附帯する事務」が加わり、これらを共同処理することになったなどとしているが、経費は人口割にするということか、についてですが、本組合同規約第15条第3項で人口割と規定されております。次に、(3)の合意書2経費で、新たな一般廃棄物処理施設及び余熱利用施設の運営管理に関する事務に要する経費については、負担割合は3市で協議し決定するとあるが、いつかについてですが、現在、構成3市において、新ごみ処理施設の運営管理に要する経費の負担割合について、協議をしております。また、余熱利用施設の運営管理に要する経費の負担割合につきましても、整備内容などの詳細が決まった後に、協議を行うこととなっております。現段階において、いつ頃決定するかについては申し上げる状況ではございませんが、協議が整い次第、構成3市の議会の承認をいただくこととなります。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 ご答弁ありがとうございました。まず、事業者選定委員会の方ですね、昨年7月11日議会で委員の方選定進んでいるという話だったんですけども、3月に第1回が開かれるというのに、まだ決まっていないということなんですけれども、本当は選定は任命していないだけで決まっているのかなというふうに思いますが、これは決まっていないということなのでこのあたりは了解いたしました。ただ(2)のほうですね、資本関係にない人的関係にないということなんですけど、定義の方も伺いましたけれども、家族がということなんですけれども、何親等、そこまできちっと決めているところもありますが、これは何親等の家族を言うんでしょうか、それについてお願いいたします。答弁願います。

それからですね、飛びまして大きい2番目なんですけれども合意書について管理者の原口市長の方からご答弁いただきましたけれども、2の(1)ですね、合意書の改正の前段階として余熱利用施設の建設を含むものと認識しているが、と。私は認識していなかったもので、いつ認識したのかなということで誰が認識した

のかなということ、ご答弁をいただきましたかったんですが、主語が分からなかったです。いわゆる11月6日の協議会でということだったんですが、認識しているが誰がいつ認識したのかももう一度きちっと答弁を願いたいと思います。誰がいつということでお伺いをしておりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、人口割、余熱利用施設の建設も人口割だということが分かりました。その余熱利用施設というものが、合意書で3市の市長と、管理者である鴻巣市長と合意書は交わされたわけですけれども、協議、合意という形で、最終的には議会の承認を得なければ、この合意、協議というものが形にならないということでもよろしいでしょうか。私はそういうふうに認識しているのですけれども、そのあたりですね、スケジュールがかなり前後したりですね、協議のことも先に協議して、構成市の議会に諮って、そしてまた協議をするというのが筋ではないのかなというふうに思うんですけれども、協議があったり合意があったりですね、構成市の議会でそれが議決されるという作業が、かなり後回しになっているような感じがしますが、最終的には構成市の議会で議決をされなければ、この協議事項それから合意事項、これが水泡に帰すというふうに私は考えますが、そのあたりきちっと同じお考えかどうかを、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

それから、(5)なんですけれども、周辺環境整備要望図の経費ですね、規約のどこの部分ですかと、組合の本質ともいえる規約のどこの部分ですかと伺いましたら、附帯する事務というところに入るんだというふうに読み込めるんだと、いうふうに伺いました。そうするとこの附帯する事務、色んな事業がここに入るのかなというふうに考えるんですけれども、今後ほかにはないのでしょうか。この附帯する事務に周辺環境の整備が入ってきましたけれども、例えばですね、用地買収の費用がここに入ってくるのかどうなのか、入らないのかこれだけなのか、又は、入ってくる可能性がありますよなのか、ご答弁を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 数が多くありましたので答弁漏れがございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。まず何親等なのかということで、通常ご本人が我々公務員の場合はですね、利害関係者がいないということなのですからけれども、その家

族等がですね、そういう民間の会社に勤めてかなりの影響がある場合については、利害関係者と認められますので、一般的には3親等6親等の姻族等ということで考えるとと思いますけども、その辺は概ね親族ということで、同居している親族かなというふうに考えております。

それと、余熱についての人口割については、当然人口割で建設するというところで考えておまして、その後の、運営費については今後協議をしてまいりたいと考えております。それと附帯する事務についてはどこまでが範囲かとお話がありましたけれども、基本的には附帯する事務については、余熱利用施設が当然入るということで考えており、当時から議会に説明させていただいた時に、そういう説明を想定していたということを伺っておりますので、ただ今回はその辺の3市の意思統一ということで、規約を改正する予定でおりますので今後、余熱利用施設等は建設までは人口割でございますけれども、建設の維持管理については、今後の3市のすり合わせによります。あとは何かありましたか。

○坂本 晃議長 —— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 附帯する事務に何かほかに入ってくるか。

○坂本 晃議長 —— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 附帯する事務については、一般的にはその程度で、余熱利用施設の建設、人口割ってことで私どもは考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 —— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 周辺環境整備が附帯する事務に入るか。

○坂本 晃議長 —— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 周辺環境整備については当然入る。

○坂本 晃議長 —— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 それ以外に入りますか。

○坂本 晃議長 —— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それ以外は考えておりません。

○坂本 晃議長 —— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 用地買収とかは入りますか。

○坂本 晃議長 —— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 用地買収は当然入ってます。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 答弁漏れ。 ————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 答弁漏れなので、この2の(1)の合意書に、誰がいつ認識したのかということを確認にお答えくださいということがなかったと思います。それから議会承認が必要だと、最終的には協議も管理者の合意も協議も最終的には議会の承認、規約の改正という形での、議会の議決が必要だというふうに私は認識しておりますが同じ認識でよろしいでしょうか、という質問についてお答えいただきたいと思います。それから周辺環境整備要望図について、これは経費のどの部分ですかという質問で、それに対する答弁が附帯する事務という部分ですというお答えだったのですね。ですから、附帯する事務というところで全部色んなところが入ってきてしまうのかなと思いましたが、それ以外に何かありますか、この周辺環境を整備するものだけですか、他にあったら言ってください。という、これです。

○坂本 晃議長 ————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 3点ですかね、認識についてはですね、規約を制定した時から、そういうことで説明をさせていただいているということでございます。

〔「誰が」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 黙って。

○瀬山慎二事務局長 こちらで説明したとおりの形でございます。各議会で説明をしていただいた中で、最初から認識しているということでございます。規約につきましては。

〔「すいません、誰がという」と言う人あり〕

○坂本 晃議長 私語は慎んでください。まだ、指名していない。

○瀬山慎二事務局長 規約につきましては、これは当然、変更後は議決をしていたくということ考えております。それと附帯する事務につきましては、先ほど申し上げましたように、本体の建設と余熱利用施設の建設は人口割、周辺の環境整備についても人口割ということでもありますので、それ以上のことはございません。以上でございます。

○坂本 晃議長 答弁漏れはございますか。 ————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 2の(1)の合意書の認識しているがとあるが、いつからというのは聞きました。誰が認識しているかということは答弁漏れです。それから、周辺環境整備要望図の事業について、この経費は規約の附帯する事務の中に入ると読み込めると、他にありますかということで、ないということによろしいでしょうか。他に、経費でここに入ってくるもの、附帯する事務で入ってくるものはないということによろしいでしょうか。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。 ————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それではまず認識につきましては、当時規約を制定した時にですね、各議会の方で説明していただいた時点で、もうすでに認識があったと考えております。附帯する事務につきましても、本体と余熱利用施設ということなんですけれども、附帯する事務について余熱利用施設が入っていると、それと、周辺整備についての水路・道路等の事務についても附帯する事務で人口割になっているということでございます。

○坂本 晃議長 答弁漏れはございますか。 ————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 費用について聞いてないんですね、附帯する事務について何が入りますか、これ以外に、周辺環境の整備事業ということであると、これ以外はもうないんですか、今後ないんですか、ということですよ。それから、誰がというところは各議会が認識したということによろしいですか。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。 ————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 当然、土地の取得から建設まで、附帯する施設、温浴施設、余熱利用施設、それと道路水路、これが全てですので、これに係る費用が人口割となっております。認識については、組合の方も3市の方にもそういうことで規約変更をお願いしたということでございます。

○坂本 晃議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

---

△特定事件の委員会付託

○坂本 晃議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮

問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後 4時 48分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

坂 本 晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

松 島 修 一

同

渡 邊 良 太